

「富士山登山鉄道構想」に対する学術委員会提言（案）について

1 主 旨

第14回学術委員会（2020年10月15日開催）において、山梨県の富士山登山鉄道構想に係る中間提言が承認され、同日、富士山登山鉄道構想検討会（以下「構想検討会」という。）へ提示した。

上記の中間提言では、遺産影響評価（Heritage Impact Assessment）（以下「H I A」という。）の具体的な枠組を盛り込んだ提言を最終的に策定すると記載しており、学術委員会の下に設置した新交通システム小委員会（以下「小委員会」という。）において学術委員会としての提言（案）を取りまとめた。

2 経 緯

日 程	内 容
2020. 12. 3	第4回小委員会 ⇒登山鉄道構想（素案）の説明及びH I Aの枠組について協議
2020. 12. 25	第5回小委員会 ⇒H I Aの枠組について協議
2021. 1. 14	第6回小委員会 ⇒最終提言（案）について協議

<小委員会の構成>

区 分	氏 名	現 職
委員長	稲葉 信子	筑波大学名誉教授・放送大学客員教授
委員	岡田 保良	国土舘大学客員教授
	加藤 峰夫	横浜国立大学大学院教授
	藤井 敏嗣	山梨県富士山科学研究所長
	吉田 正人	筑波大学大学院教授
富士山世界文化遺産協議会	本中 眞	世界文化遺産アドバイザー
文化庁	西川 英佑	文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官
	鈴木 地平	文化資源活用課文化遺産国際協力室文化財調査官
	岩村 紗綾香	文化資源活用課文化遺産国際協力室世界文化遺産企画係長

3 提言（案）（要旨）

- ・ 構想検討会は、富士山登山鉄道構想の策定にあたり、中間提言（2020年10月15日送付）を踏まえ作成した本提言の記載事項を確実に反映すること。
- ・ 山梨県は、富士山登山鉄道構想を具体化するにあたり、富士スバルライン五合目の「自然景観に十分配慮した修景」及び「信仰の対象に相応しい場の創出」並びに「来訪動向の変化を踏まえた適切な管理」を登山鉄道事業（以下「本プロジェクト」という。）に位置付けること。
- ・ 本プロジェクトは、計画段階からH I Aを始めるべきであり、本プロジェクトを進めるにあたっては、計画段階では山梨県が、事業段階では事業運営者が、学術委員会の提示したH I Aの枠組に基づき実施すること。
- ・ 計画段階におけるH I Aの結果、本プロジェクトの実施が富士山の持つ顕著な普遍的価値を損なうものでないことが明確であり、かつ、富士山の抱える様々な課題を解決する可能性があるとして富士山世界文化遺産協議会（以下「遺産協議会」という）において承認された場合には、本プロジェクトの事業運営者はまずその初期段階（実施方針の検討等）で事業段階におけるH I Aを実施すること。その際には、軌道整備だけでなく関連する事業も一体的に捉え、2020年度末に遺産協議会が策定する予定の『「富士山-信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル』（以下「H I Aマニュアル」という。）に従うこと。
- ・ 学術委員会は、山梨県が行う計画段階におけるH I A及び事業運営者が行う事業段階におけるH I Aに対して、必要な助言をし、意見を述べるものとする。同時に学術委員会は、日本国政府がそれらの成果を作業指針第172項に基づく報告としてユネスコ世界遺産センターに提出すべきであると考えている。

※ 詳細は資料2及び別紙のとおり。

4 今後の進め方

- ・ ●月●日以降、学術委員会は構想検討会に対して最終提言を提示。
- ・ 遺産協議会（作業部会）は、本プロジェクトの事業運営者が事業段階において適用することになる『H I Aマニュアル』（案）を協議。